

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市精神保健福祉審議会
根拠法令等	川崎市精神保健福祉審議会条例
設置年月日	平成8年4月1日
所掌事務	精神保健に関する事項を調査審議する。
委員数	20人以内
委員の構成	精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者、精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者
会議公開・非公開	一部非公開
非公開の理由	特定の個人を特定できる事項、個人の権利利益を害する事項を扱う場合は審議会等の会議の公開に関する条例第5条第1号に該当するため非公開。
事務局担当課	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課 電 話 044(200)3608 ファックス 044(200)3932
ホームページアドレス	